

外部評価の実施回数の緩和制度について

相模原市では、認知症対応型共同生活介護事業所において毎年度行うことが義務付けられている外部評価について、次の要件を全て満たす場合、実施回数を2年に1度とすることができる制度を運用しております。

- ① 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前5年度間において継続して外部評価を実施していること。なお、実施回数の緩和の適用を受けたことにより外部評価を実施しなかった年度は、前5年度間において継続して実施することとした要件の適用にあたっては実施したものとみなす。
- ② 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において実施した外部評価について、「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を提出していること。
- ③ 実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において、運営推進会議を6回以上開催していること。
- ④ 運営推進会議において、構成員に本市又は地域包括支援センターの職員(以下「本市職員等」という。)が含まれており、かつ実施回数の緩和の適用を受ける年度の前年度において開催された運営推進会議に本市職員等が1回以上出席していること。
- ⑤ 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4及び7の実施状況(外部評価)が適切であること。

申請において必要な書類

- ・「外部評価の実施回数の緩和に係る申請書」
- ・添付書類
 - 1 過去5年間の外部評価の実施状況が分かる書類(訪問調査日がわかるもの)
 - 2 実施回数の緩和を希望する年度の前年度における外部評価の「自己評価及び外部評価結果」
 - 3 実施回数の緩和を希望する年度の前年度における外部評価の「目標達成計画」
 - 4 実施回数の緩和を希望する年度の前年度の運営推進会議の議事録等
 - 5 運営推進会議の構成員及び出席状況が分かる書類(運営推進会議出席状況一覧)
- ・返信用封筒(長形3号封筒に84円切手を貼り付け、返信先の宛先を明記してください)

なお、過去に外部評価の実施回数の緩和制度を適用しており、再度、適用を受ける場合には、外部評価の実施回数の緩和制度を適用した際に発行された「外部評価の実施回数の緩和に係る適用通知書」の写しを添付すれば、申請に係る添付書類のうち、1のみ省くことができます。

具体的には、平成24年度に外部評価の実施回数の緩和制度を適用した事業所が、平成26年度に外部評価の実施回数の緩和制度を適用する場合には、平成24年度の「外部評価の実施回数の緩和に係る適用通知書」の写しを添付すれば、添付書類のうち、1のみ添付は不要となります。

「外部評価の実施回数の緩和に係る適用通知書」を紛失してしまった事業所については、添付書類1も提出してください。

提出先

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15
相模原市役所 福祉基盤課